

11 憲法の意味

憲法を勉強するには、まずは、憲法とは何かを明らかにしなければならない。研究の対象を正確に捉えることは、あらゆる学問の出発点である。

憲法の意味を本格的に解明しようとすると、憲法がどのようにしてつくられてきたのか、どのような思想に支えられて登場したのか、という憲法思想史の背景を専門的に研究しなければならないが、ここでは、憲法の意味とその法的特質に関する基本的な事柄について概説的に説明するにとどめる。

1 形式的意味の憲法と実質的意味の憲法

憲法の概念は多義的であるが、重要なものをとして三つの挙げようとする。

(一) **形式的意味** これは、憲法という名前で呼ばれる成文の法典(憲法典)を意味する場合である。形式的意味の憲法と呼ばれる。たとえば、現代日本においては「日本国憲法」がそれにあたる。この意味の憲法は、その内容がどのようなものであるかには觸らない。

(二) **実質的意味** これは、ある特定の内容をもつた法を憲法と呼び場合である。成文であると不文であると問わない。実質的意味の憲法と呼ばれる。この実質的意味の憲法には二つのものがある。

(1) **固有の意味** 国家の統治の基本を定めた法としての憲法であり、通常「固有の意味の憲法」と呼ばれる。国家は、いかなる社会・経済構造をとる場合でも、必ず政治権力とそれを行使する機関が存在しなければならないが、この機関、権力の組織と作用および相互の関係を規定する規範が、固有の意味の憲法である。この意味の憲法はいかなる時代のいかなる国家にも存在する。

(2) **立憲的意味** 実質的意味の憲法の第一は、自由主義に基づいて定められた国家の基礎法である。一般に「立憲的意味の憲法」あるいは「近代的意味の憲法」と言われる。一八世紀末の近代市民革命期に主張された、専断的な権力を制限して広く国民の権利を保障するという立憲主義の思想に基づく憲法である。その趣旨は、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められない社会は、すべて憲法をもつものではない」と規定する有名な一七八九年フランス人権宣言一六条に示されている。この意味の憲法は、固有の意味の憲法とは異なり、歴史的な観念であり、その最も重要なねらいは、政治権力の組織化というよりも権力を制限して人権を保障することにある。

以上の三つの憲法の概念のうち、憲法の最もすぐれた特徴は、その立憲的意味にあると言えるべきである。したがって、憲法学の対象とする憲法とは、近代に至って一定の政治的理念に基づいて制定された憲法であり、国家権力を制限して国民の権利・自由を守ることを目的とする憲法である。そのような立憲的意味の憲法の特色を次に要説する。

2 立憲的憲法の特色

(一) **淵源** 立憲的意味の憲法の淵源は、思想史的には、中世にさかのぼる。中世においては、国王が絶対的な権力を保持して臣民を支配したが、国王からも従わなければならぬ高次の法(higher law)があると考えられ、根本法(fundamental law)とも呼ばれた。この根本法の観念が近代立憲主義へと引き